

諮問日：平成29年12月26日（平成29年度（最情）諮問第73号）

答申日：平成30年5月25日（平成30年度（最情）答申第13号）

件名：弁護士任官者に対して実施した面接選考に関する文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年4月任官の弁護士任官者に対して実施した，最高裁判所の面接選考に関する文書（実施日時，実施場所，実施方法，面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの，これに限られない。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，「当日の予定は次のとおりです。」で始まる文書（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める，苦情申出人からの開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年12月11日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示文書のうち原判断において行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について，本当に同号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。
- 2 本件開示文書以外に配席図や時間割が開示されるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分には、面接及び健康診断の時間並びに内線番号が記載されている。このうち面接及び健康診断の時間については、各受験者についてこれらの情報を明らかにすることで、結果として面接に要する個別の時間等を明らかにすることとなり、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な運営の確保に支障を及ぼすおそれがある。また、内線番号については、これを明らかにすることで、職務に関係のない問合せにより職務に必要な連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- 2 平成30年4月任官の弁護士任官希望者に対して実施した最高裁判所の面接選考の事務に関し、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月9日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年2月23日 本件開示文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会において本件開示文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には面接及び健康診断の時間並びに内線番号が記載されていることが認められる。
本件不開示部分のうち面接及び健康診断の時間については、各受験者についてこれらの情報を明らかにすることで、結果として面接に要する個別の時間等を明らかにすることとなり、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な運営の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、内線番号については、これを明らかにすることで、職務に関係のない

問合せにより職務に必要な連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在する旨を主張する。しかし、弁護士任官希望者に対して実施する面接選考に係る事務の性質に照らすならば、本件開示文書以外に文書を作成する必要がないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほかに最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、本件開示文書以外に本件申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人